

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 8 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第 3 号

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例（平成23年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号中「平成29年」を「平成30年」に改める。

別表中「平成30年度」を「令和元年度」に、「平成31年」を「令和 2 年」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和 2 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合であつては、特別徴収対象年金給付の支給日）が到来する令和元年度の保険料額について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。